基礎年金の国庫負担割合2分の1実現の意義について

(1)国庫負担の意義

- 〇 社会保険方式の公的年金制度は、事業主及び被保険者の拠出する保険料を主たる財源とするものであるが、公的年金制度の運営についての国の責任の具体的表明として、給付水準の改善、保険料負担の軽減などの観点から、費用の一部に対して国庫負担を行っている。
 - * 我が国の公的年金制度は、社会保険方式を基本とし、無業者や低所得者など保険料負担が困難な者も含め<u>すべての国民に年金保障を及ぼす「国民皆年金」</u>を実現。

こうした中、社会保険料に加え、国庫負担を組み合わせることにより、<u>低所得者でも負担できる保険料水準に抑える</u>とともに、<u>保険料負担が困難な者に一定の給付を保障する制度(免除制度)の実施</u>を可能としている。

≪参考資料①≫諸外国における国庫負担の現状・考え方(P5)

(2)国庫負担割合3分の1(平成16年改正前)について

- 〇 国民年金においては、制度創設(昭和36年)当時、厚生年金で給付費の15%の国庫負担が行われていたことを踏まえ、また、国民年金に、事業主負担がないこと、保険料負担能力の乏しい低所得者が多いことなどから、厚生年金よりも高い割合の3分の1の国庫負担*とされた。 * 制度発足時は保険料拠出時に負担、昭和51年から給付時負担に変更。
- 〇 昭和60年改正による全国民共通の基礎年金制度の創設に伴い、国庫負担は、 老後等の保障の基礎的な部分である基礎年金部分の3分の1に集中された。

≪参考資料②≫これまでの国庫負担の推移(P6)

(3)国庫負担割合2分の1実現の意義

- ・ <u>平成16年改正においては</u>、長期的な給付と負担の均衡を確保し、制度を持続可能なものとするため、基礎年金の国庫負担について、<u>国民年金法の本則上、2分の1を規定</u>。平成16年改正法附則の規定により、2分の1を実現する「特定年度」について、所要の安定した財源を確保する税制の抜本的な改革を行った上で、平成21年度までの間のいずれかの年度を別に法律で定めることとされている。
- 国庫負担割合2分の1実現は、<u>年金制度を持続可能なものとするための前提</u>。

◇ 社会保障審議会年金部会では、国庫負担割合の2分の1への引上げについては、<u>将</u> 来の保険料水準を過大なものとせず、給付も適切な水準を保つために、必要不可欠と された。

<社会保障審議会年金部会『年金制度改正に関する意見』(平成15年9月)>

平成12年改正法附則に規定された<u>基礎年金に対する国庫負担割合の2分の1への引上げ</u>については、<u>将来の保険料水準が過大なものにならないようにし、給付も適切な水準を保つことができるようにするため不可欠</u>なものであることから、安定的な財源を確保し、今回改正で実現すべきである。また、これは国会が国民に約束した事項であり、年金に対する国民の信頼を確保していくためにも実現すべきものである。

◎平成16年財政再計算における最終保険料の見通し

【国民年金】29,500円(改正前) ⇒ 16,900円(改正後)

【厚生年金】25.9% (改正前) ⇒ 18.3% (改正後)

(* 改正前の給付水準を維持し、国庫負担を3分の1から2分の1に引き上げた場合: 【国民年金】 20,700円 【厚生年金】 22.8%)

≪参考資料③≫最近の財政再計算における将来保険料の見通しなど(P7)

- ◇ なお、国庫負担割合2分の1実現の結果、次のような効果もあるところである。
 - 国庫負担割合2分の1実現に伴い、免除期間の評価も、現行の3分の1から2分の1へと引上げ。
 - * 免除期間は、免除の種類に応じて以下の給付水準。[保険料納付済期間の給付が1]()内は現行水準(国庫負担3分の1)

全額免除 2分の1 (3分の1) ・ 4分の3免除 8分の5 (2分の1)
 ・ 半額免除 4分の3 (3分の2) ・ 4分の1免除 8分の7 (6分の5)

* なお、平成16年改正により導入された多段階免除制度(国民年金の保険料を被保険者の負担能力に応じて設定)により、 国庫負担引上げによる将来保険料の上昇抑制とも相まって、低所得者層にとって、より保険料の納付が容易となる効果。

国庫負担割合2分の1実現は、将来の給付と保険料負担の関係(比率)の前提。

<世代ごとの給付と負担の比率*(国庫負担が2分の1に引き上がった場合)>

*保険料と年金のスライドを考慮して計算したもの

生まれ年	1955年	1965年	1975年	1985年	1995年	2005年
厚生年金(基礎年金を含む)	3. 2倍	2. 7倍	2. 4倍	2. 3倍	2. 3倍	2. 3倍
国民年金(基礎年金)	2. 3倍	1. 9倍	1. 8倍	1. 7倍	1. 7倍	1. 7倍

<『年金改革の骨格に関する方向性と論点』

(第12回社会保障審議会年金部会配布資料(平成14年12月)>

平成16年の年金改革において国庫負担割合1/2を実現することは、給付水準の調整あるいは最終的な保険料水準上昇の抑制を可能とする。その効果は、(中略)個人単位で見た場合に、<u>期待される将来の給付に対する保険料納付の関係が改善され、自分の納付する保険料が確実に給付を増加させていく拠出のメリットを十分に実</u>感できる仕組みとなる。

その結果、特に若い世代を中心とした<u>現役世代の年金制度に対する不安感や不信感の解消に寄与し、制度</u>の長期的な安定化にとって重要なポイントとなる。

<参考資料①>諸外国における国庫負担の現状・考え方

国 名 (制度名)	ドイツ (一般年金保険)	フランス (老齢・遺族年金(一般制度))	スウェーデン (老齢年金)	アメリカ (OASDI)
公的年金の体系 (黒色部分が税財 源)	所得比例	所得比例	保証年金所得比例	
国庫負担の考え方	公的年金制度に対する補助として、 保険料の過度な上昇を抑制すると いう観点から行われているもので あると考えられる。	年金制度の財源は、保険料収入を基本と しており、国庫負担は例外的な位置づけ である。	所得比例年金には基本的に国庫負担は 入っておらず、保証年金が全額国庫負 担で支給されている。	賦課方式の下で、年金に対する課税を現 役世代に還元する趣旨であると考えられ る。
国庫負担の仕組み	・年金保険の支出に対する連邦補助 ・1992年 連邦補助の額については、前年の平均的労働従事者の税引き 前賃金・給与総額の伸び、及び前 年と当該年の保険料率の変化率に より決定する仕組みを導入。 ・1999年 環境税を導入し、保険料 を引下げ(1998年20.3%→1999年 19.5%)。 (注)上記の連邦補助とは別に、育児で保 険料を納められなかった期間に対する給 付の費用等を国が負担。	・一般制度の年金給付費全体に占める一般財源からの国庫負担の割合は約8%。 ・なお、これとは別に、一般社会拠出金(CSG)の一部が充当される老齢連帯基本により、一般制度における失業期間中の保険料の負担、無拠出性の給付、児童数に応じた加算が負担されている。 【一般社会拠出金(CSG)について】 課税対象:高齢者の所得や資産性所得を含むほとんど全ての所得 税率:7.5%(一部の所得について例外有り。)充当先:1.1%分が全国家族手当金庫、1.05%が老齢連帯基金(FSV)、5.25%分が疾病保険など。	・所得比例年金の給付を行うAP基金には事業主負担社会保険料及び本人負担老齢年金保険料のみが投入され、給付費全体をまかなうための国庫からの投入は行われない。 ・ただし、育児期間・兵役期間等については、年金制度上、所得の上乗せ制度があり、上乗せ部分の所得に係る保険料については国庫から負担している。・保証年金の給付は国庫からの支出でまかなわれる。財政制度上、社会保険料の充当はない。	・一般財源からの国庫負担はなし。 ・ただし、1983年改正により、年金給付に対する課税が定められた。(それ以前は非課税。) →単身者の場合、 ①年金給付以外の所得+非課税利子+年金給付の50%を足したもの(合算所得)が25,000ドル(約295万円)から34,000ドル(約400万円)の間である場合、年金給付の50%に対して所得税を課税。 ②合算所得が34,000ドル以上の場合、85%までの年金給付に対して所得税を課税。 ・約3割の年金受給者につき、年金給付に課税。 ・年金課税の税収は、社会保障信託基金に繰り入れ。 ※米国所得税(連邦税)の税率(2005年、単身者の場合):課税所得により10%~35%
保険料水準 (2007年)	19. 9%	16. 65%	17. 21%	12. 4%
年金給付費に対する 国庫負担額の割合 (注1) (2006年)	27. 5% (連邦補助)	約8% ^(注2) (なお、これとは別に、一般社会拠出金の 一部が充当される老齢連帯基金において、 無拠出制の給付等の費用を負担。)	10. 8% ^(注3)	ー (ただし、年金課税による税収は、社会保障 信託基金に繰り入れられており、その年金給 付費に占める割合は3.1% ^(注4))

- (注1)仮に基礎年金の国庫負担割合を2分の1とした場合の日本は約21%(2005年)
- (注2)「年金給付費」に対する「国庫負担額と一般社会拠出金の一部が充当される老齢連帯基金からの負担額との合計額」の割合を単純計算すると、24.1%(2006年)
- (注3)老齢年金(所得比例年金+保証年金)の給付費に占める保証年金の給付費の割合を単純計算したもの。
- (注4)高額所得者に対する年金課税による税収の信託基金への充当は、年金給付に対する一般財源による公費負担とは異なり、そもそも労使及び自営業者などによる信託基金への拠出に基礎をおく財源に よるものであったとも考えられ、厳密には年金給付に対する国庫負担には当たらないとの考え方もある。

<参考資料②>これまでの国庫負担の推移

	厚生年金	国民年金	
昭和17年	〇労働者年金保険制度の発足 ・ 給付費の10%(坑内員は20%)		
昭和29年	〇新厚生年金保険法の制定 ・ 給付費の15%(坑内員は20%)		
昭和36年		〇国民年金制度の発足 ・ 保険料拠出時に保険料総額の1/2	
昭和40年	〇負担割合の引上げ ・ 給付費の20%(坑内員は25%)		
昭和51年		〇給付時負担に変更 ・ 給付費の1/3	
昭和61年	〇基礎年金制度の導入 ・ 基礎年金の1/3 * この他にも、保険料全額免除期間に係る給付費	^貴 の全額などの特別国庫負担が行われている。	
平成16年	〇年金法の本則上、基礎年金給付費の1/2を規定。改正法附則の規定により、2分の1を実現する「特定年度」について、所要の安定した財源を確保する税制の抜本的な改革を行った上で、 平成21年度までの間のいずれかの年度を別に法律で定めることとされている。		
~現在	 ○平成17年から19年まで、段階的引上げを実施。 現在、約36.5%(1/3+32/1000) ○平成20年度においても、段階的引上げ(約36.5%→約37.3%)を行う法律案を第169回通常国会に提出中。(法案の状況については、P8参照) 		

<参考資料③>最近の各財政再計算における将来保険料の見通しなど

財政再計 算の時期	将来保険料の見通し		制度改正前	制度改正後の保険料	
	<国民年金>	<厚生年金>	の保険料	引上げの道筋	
平成6年	【改正後】 21,700円	【改正前】34.8%(27.0 %) 【改正後】29.8%(23.1%)	<国民年金> 11,100円 <厚生年金> 14.5% (11.38%)	<国民年金> 平成7年度に11,700円とし、以後、毎年500円ずつ引上げ 〈厚生年金> 平成6年11月~:16.5% (12.92%) 平成8年10月~:17.3% (13.58%)	
平成11年	【改正前】 26,400円 【改正後】 25,200円(国庫負担1/3) 18,300円(国庫負担1/2)	【改正前】 26.7 % 【改正後】 21.6% (国庫負担1/3) 19.8% (国庫負担1/2)	<国民年金> 13,300円 <厚生年金> 13.58%	保険料は据え置き	
平成16年	【改正前】 29,500円(国庫負担1/3) 20,700円(国庫負担1/2) 【改正後】16,900円	【改正前】 25.9%(国庫負担1/3) 22.8%(国庫負担1/2) 【改正後】18.3%	<国民年金> 13,300円 <厚生年金> 13.58%	2017 (平成29年度) 以降の 保険料水準を固定 ・国民年金16,900円 (平成17年4月から毎年280円 引上げ) ・厚生年金18.3% (平成16年10月から毎年 0.354%引上げ)	

^{*} 価格は、いずれも、当該年度の価格。

^{**} 平成6年の括弧内及び平成11年の厚生年金の保険料率については、総報酬ベースに変換したもの。

平成20年度国庫負担引上げ法案の状況等について(報告)

(1)法案の状況

- 〇 平成20年度における基礎年金の国庫負担割合を現行の約36.5%から約37.3% とする「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案」を第169回 通常国会に提出。(平成20年1月25日)
- 現在、議案の付託が行われておらず、審議がなされていない状況。

(2) 法案が成立しないことに伴う影響

- 現在のところ、本年度の国庫負担は従前の負担割合(1/3+32/1,000)で行われている。 現時点では、事務的には混乱なく対応できている。
- しかしながら、予算上措置されている国庫負担の一部(平成20年度の引上げ分)が執 行できない状態。
- 〇 このため、現在は、本来、国庫負担で賄うべき部分を<u>保険料財源で暫定的に肩代わりをしている状態であることから、この分の資金の運用機会を逃している</u>*が、<u>年金財政への深刻な影響は見られない。</u>
 - * これに伴う機会費用は、現在のところ、約0.5億円程度であり、法案の成立が2ヶ月遅れるごとに、同額の追加的な機会費 用が発生する見込み。
- 〇 なお、平成16年財政再計算及び暫定試算(平成19年2月)においては、平成20年度 における国庫負担引上げを見込まない形で算定しており、両計算に影響はない。